

議案第26号

天理市営住宅条例の一部改正について

天理市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年3月1日提出

天理市長 南 佳 策

天理市営住宅条例の一部を改正する条例

天理市営住宅条例（平成9年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条から第11条までを次のように改める。

（入居の申込み）

第8条 市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

（入居者の選考）

第9条 前条の申込みをした者の数が入居させるべき戸数を超える場合における入居させるべき者（以下「入居予定者」という。）の選考は、市長が定める公開抽選の方法によって行うものとする。

2 市長は、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者等で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、優先的に市営住宅を割り当てて選考し、入居予定者として選考することができる。

3 市長は、前2項の規定により入居予定者を選考する場合において、入居予定者のほかに補欠として入居予定順位を定めて必要と認める数の補欠入居予定者を定めるものとする。

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により入居予定者として選考された者について入居者資格を審査するものとする。

2 市長は、入居予定者が前項の規定による審査の結果、入居者資格を有しない者であることを知ったときは、当該市営住宅に係る前条第3項の補欠入居予定者のうちから補欠順位に従い入居予定者を選考する。

3 前2項の規定は、補欠入居予定者のうちから入居予定者として選考された者について準用する。

(入居決定の通知)

第11条 市長は、入居者を決定したときは、その旨及び入居可能日を当該入居者と決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

2 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

第12条第5項中「第8条第2項」を「前条第1項」に改める。

第18条第1項中「第8条第2項」を「第11条第1項」に改める。

第47条中「第18条中「第8条第2項」を「第18条第1項中「第11条第1項」に改める。

第55条中「、第9条、第11条」及び「、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第53条」と」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第44号を削り、第45号を第44号とし、第46号から第48号までを1号ずつ繰り上げる。

(天理市改良住宅等条例の一部改正)

3 天理市改良住宅等条例(平成9年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、第8条第3項及び第10条」を「及び第11条第2項」に改める。